

入札契約制度の改正について

令和6年5月24日

倉敷市の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法の改正

(1) 改正内容

最低制限価格基準率の算定方法を国の計算方法に準じて次のとおり改めます。

【現行】

一律、0.75とする

【改正後】

下表の①から④の合計額÷予定価格（税抜）（小数点第3位以下切り捨て）

	①	②	③	④
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.50	—
建築設計	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.60	諸経費×0.60
土木設計	直接人件費	直接経費	その他原価×0.90	一般管理費等×0.50
地質調査	直接調査費	間接調査費 ×0.90	解析等調査業務費 ×0.80	諸経費×0.50
補償	直接人件費	直接経費	その他原価×0.90	一般管理費等×0.50

ただし、最低制限価格基準率は、測量業務においては予定価格の0.60から0.82の範囲、建築設計業務、土木設計業務及び補償業務においては予定価格の0.60から0.81の範囲、地質調査業務においては予定価格の0.67から0.85の範囲とする

(2) 改正時期

令和6年6月1日以降の入札公告・指名通知分から

2 建設工事における最低制限価格及び失格基準価格の算定方法におけるランダム変動の廃止

(1) 改正内容

最低制限価格及び失格基準価格の算定方法を次のとおり改めます。

① 最低制限価格の算定方法

【現行】

最低制限価格（税抜）＝予定価格（税抜）×（最低制限価格基準率＋（0.0005X＋0.00005Y））

【改正後】

ア. 予定価格を事前公表する工事

最低制限価格（税抜）＝予定価格（税抜）×（最低制限価格基準率＋（0.0005X＋0.00005Y））

イ. 予定価格を事後公表する工事

最低制限価格（税抜）＝予定価格（税抜）×最低制限価格基準率

② 失格基準価格の算定方法

【現行】

$$\text{失格基準価格（税抜）} = \text{予定価格（税抜）} \times (\text{失格基準率} + (0.0005X + 0.00005Y))$$

【改正後】

$$\text{失格基準価格（税抜）} = \text{予定価格（税抜）} \times \text{失格基準率}$$

(2) 改正時期

令和6年6月1日以降の入札公告分から

3 土木一式工事の一般競争入札（条件付）における入札参加資格要件（地区要件）の改正

(1) 改正内容

土木一式工事の一般競争入札（条件付）における地区要件設定基準を次のとおり改めます。

地区分類	予定価格	
	【現行】	【改正後】
<u>（倉敷地区のみ）</u>		
地区要件なし（全市）	1億円以上	1億円以上
大分類地区	6千万円以上1億円未満	6千万円以上1億円未満
中分類地区	2千万円以上6千万円未満	3千万円以上6千万円未満
小分類地区	1千万円以上2千万円未満	1千万円以上3千万円未満

※児島、水島、玉島、船穂・真備地区については変更ありません。

※参考 地区分類

- ・大分類（3地区）—— [倉敷] [児島・水島] [玉島・船穂・真備]
- ・中分類（4地区）—— [倉敷] [児島] [水島] [玉島・船穂・真備]
- ・小分類（6地区）—— [倉敷①] [倉敷②] [児島] [水島] [玉島] [船穂・真備]

(2) 改正時期

令和6年6月1日以降の入札公告分から